



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本におけるレバレッジド・リースの実証的考察(下):我が国リース会社の実務例に触れて
Author(s)	金山, 剛
Citation	経済學研究, 50(4), 83-100
Issue Date	2001-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32216
Type	departmental bulletin paper
File Information	50(4)_P83-100.pdf



日本におけるレバレッジ・リースの実証的考察 (下)

——我が国リース会社の実務例に触れて——

金 山 剛

第4章 リース取引の会計処理

第1節 リース会計基準と会計処理

(1) リース会計基準とその設定の背景

我が国のリース取引に係る一連の会計ルールが整備されたのは、1993年6月に大蔵省の諮問機関である企業会計審議会から設定・公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」とこれを受けて1994年2月に日本公認会計士協会から公表された「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(便宜上、以下では両者を併せて「リース会計基準」という。)においてであり、既に1994年度中間決算から段階的に実施されてきていることは周知の通りである。

「リース会計基準」が我が国でも必要であると認識されるようになったのは、リース産業の著しい発展と、結果として、そのことがもたらす大多数の企業が何らかの形でリースを利用しているという実情があった。

既に企業の設備調達的手段としては認知され、また国内経済においても重要な役割を担っているリース取引を、企業の経営実態を正確に開示するという目的で、それまでのオフバランスからオンバランスに変え「リース負債という借金」を隠蔽することのないようにすることが求められてきたのである。

その議論の切っ掛けをなし、リースのオフバランスの問題として夙に有名ならしめた事例に、1985年8月の三光汽船の倒産事件がある。

当時、会計監査の限界を浮き彫りにしたものとして話題を呼んだが、経営破綻の引き金となったのは、表面上の決算の赤字に加えて、大手商社との間などに存在した、長期用船契約(リース契約)の存在であった。(次頁[図6]参照)

このため、貸借対照表上の4,972億円の負債以外に、それを上回る簿外債務が存在することになり、実質的な負債総額は、1兆円を超えることが明らかとなったのである。

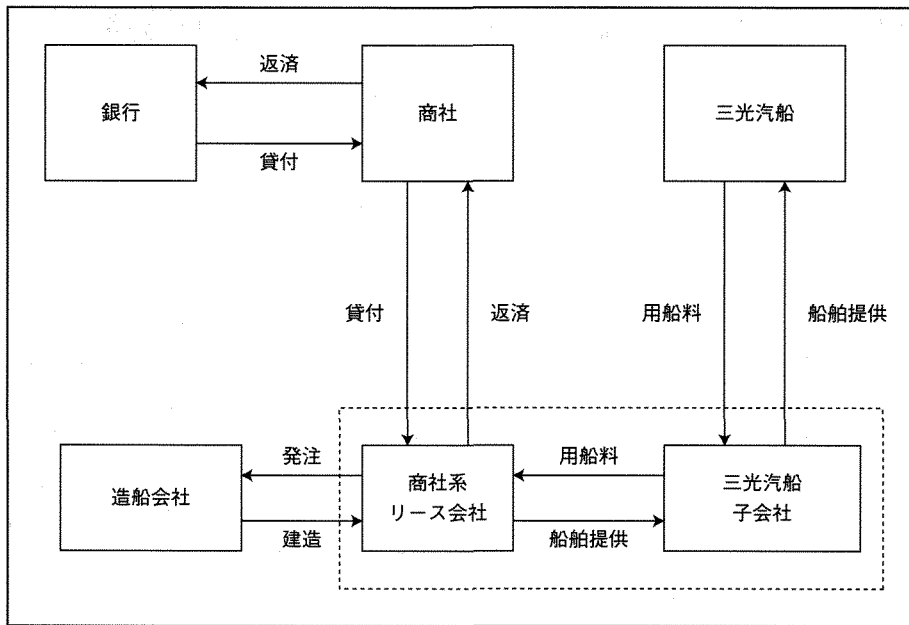
三光汽船の場合、ダミーの子会社を経由し、次頁[図6]のように商社の関係会社を通じて用船契約を結んでいたが、この契約では船舶の所有権が三光汽船に移転しないため、貸借対照表に計上されず、また偶発的債務にも当たらず、偶発債務としての注記の対象外であった。

この事件を契機に、オフバランスの問題点及び連結会計の問題が強く意識されるようになり、企業の経営実態開示の要請気運が高まり、さらには会計基準の国際的調和を図る必要性が強く認識されるようになった。というのは、リース先進国といわれる、アメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、フランスなどにおいては、リース会計基準が制度化され既に実務に定着していたからである。

このような状況の中で、IASへの対応はもとより、日本企業の閉鎖性、経営実態の開示の不透明性に対する海外からの批判に応えるためにも、国際的水準の「リース会計基準」の設定が急がれていたものである²⁸⁾。

28) 茅根 聡『リース会計』1998年、新世社、125頁参照。

〔図6〕 三光汽船、商社間の用船契約の代表例



(出所：日本経済新聞 1985年8月14日付を一部修正)

以上のような背景のもとで設定された我が国のリース会計基準は次の二点において特徴が見られる。

第一点は、法的形式よりも経済的実質を優先し、ファイナンス・リース取引については原則として通常の売買取引に準じた会計処理（売買処理＝資本化処理）を要求することによって、当該取引によって生じた資産及び負債を貸借対照表に計上（オンバランス化）するという資本化処理を原則としている点であるが、しかし、リース業界やリース利用企業に対する配慮から所有権移転外ファイナンス・リースについては注記において資本化処理に相当する情報（資産情報、負債情報、損益情報、処理基準）を開示することを条件に貸借処理が容認されている。

第二点は、重要性の原則の適用によって、開示の省略や注記に関する会計処理の簡略化を容認している点である。

この結果、資本化処理、貸借処理の何れの処理でも、開示の面ではリースに関する会計情報を入手することが可能となった反面、裏にも触れたように、「会計基準が有している規範性、準拠性を自ら放棄し、税務通達上の会計実務の現実を追認するもの」との指摘も散見されるものとなっている。

（2）リースの会計処理

リースは、法形式上は貸借取引に該当するが、その経済的実質は金融的側面を有する金融取引ないし売買取引として把握されていることは、周知のところであり、既に述べたところでもある。

これは、リースの会計上の取扱には二つの考え方が存在することを意味する。すなわち、一方は法的側面を重視し、貸借に準じた会計処理を行うもので、貸借処理（またはオペレーティング方式）といわれているものである。こ

の方式でのリース物件は、法的な所有権を有するリース会社に帰属するために、リース会社はリース物件を貸借対照表にリース資産として計上し、リース期間中は定額法による減価償却を行い、また賃借人から受け取るリース料は、リース会社の損益計算書に営業収益として計上されることになる。

そして賃借人であるリース物件のユーザーは、毎期の支払リース料を損益計算書に費用として計上するだけで、貸借対照表上はオフバランスになり、オペレーティング・リースとして脚注でその情報を開示することになる。

他方は、リースの経済的実質を重視して金融又は割賦売買と看做して会計処理を行う方法であり、資本化処理（またはファイナンス方式）といわれているものである。

この方式では、賃借人は、リース物件を実質的に割賦購入した場合と同様の会計処理が求められている。賃借人は、リース物件を貸借対照表にリース資産として計上し、相対する債務をリース負債として計上する。リース資産はリース期間中、減価償却を行い、リース負債は元本の返済と金利の支払として処理する。

リース会社は、当該リース物件については資産計上の対象とはならず、代わりに割賦販売したとみなすために、リース債権を資産として計上する。従って、受取リース料はリース債権の回収として処理することになるのである。

因みに、我が国の税法では、ファイナンス・リースであっても、売買として取り扱われるものを除いて賃貸借処理が適用されてきている²⁹⁾。

第2節 JLLの会計処理

（1）匿名組合方式によるJLLの会計処理

JLLの会計処理を考察するに当たっては、そ

の形態が任意組合方式であるかまたは匿名組合方式であるかによって異なったものになるが、実務上、我が国で取り扱われるその殆どが匿名組合方式に拠っているため、以下は匿名組合方式を前提とした会計処理について考察することにする。

会計の起源は、資産を預かった者がそれを預けた者に対し、資産の状況や事業の状態を説明する責任Accountabilityにあることは周知のところである。

しかし、第2章以下でみてきたように、匿名組合の出資について、その性格や会計処理方法は法的には明確にされているとはいい難く、僅かに商法においては、「有限会社の社員の持分その他出資による持分」に関して以下の内容を規定するのみである。

第285条ノ6

① 株式ニ付テハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス

② 第285条ノ2第1項但書〈流動資産につき時価を付する場合〉ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニ、同条第2項ノ規定ハ取引所ノ相場アル株式ニシテ子会社ノ株式以外ノモノニ之ヲ準用ス

③ 取引所ノ相場ナキ株式ニ付テハ其ノ発行会社ノ資産状態ガ著シク悪化シタルトキハ相当ノ減額ヲ為スコトヲ要ス

④ 第一項及前項ノ規定ハ有限会社ノ社員ノ持分其ノ他出資ニ因ル持分ニ之ヲ準用ス

この規定の第4項によれば、匿名組合の出資金が本条の適用を受けるものと考えた場合、出資金は取得価額をもって（貸借対照表の資産の部に）計上し、投資先の資産状態が著しく悪化したときは相当の減額をしなければならないことを定めている。

しかしこれ以上の、匿名組合に関しての法的拘束力を持つ、より具体的な会計処理方法についての規定は存在しない。

もっとも、出資金については、諸説が存在するが、通説では任意組合および匿名組合の出資

29) 茅根、前掲書10～11頁参照。

持分はいずれも商法第285条ノ6第4項に含まれるとしている。

また、「リース会計基準」にも匿名組合に関する会計処理についての規定あるいは基準を定めたものは見当たらない。

そこで、匿名組合に関する実務上の会計処理については、専ら既述第3章第4節の法人税基本通達14-1-3「匿名組合契約に係わる損益」の規定によることになる。

そこで今一度この通達を取り上げ、検討することにした。

(2) 匿名組合員の会計処理と再論法人税基本通達14-1-3

法人税基本通達14-1-3「匿名組合契約に係わる損益」では、次のような規定がおかれている。

「法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担すべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し、法人が営業者である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、その利益の額又は損失の額から匿名組合契

約により匿名組合員に分配すべき利益の額又は負担させるべき損失の額を控除した残額を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。」(昭55直法2-15改正)

すなわち、匿名組合に係る益金または損金については、実際にその損益の分配が行われたか否かにかかわらず匿名組合員は、各事業年度ごとに各々の出資に応じた損益を認識しなければならない。

従って、匿名組合の営業者の決算期と匿名組合員との決算期が異なる場合においては、JLLの利益または損失の全てを匿名組合員の決算に反映させることができなくなるのである。税務上の投資損益の認識は、損益確定主義(確定決算主義)の考え方によるところから、通達を以ってこのような取り扱いを徹底することになっているものと思われる。

このことは、既述の第3章第4節における事例での1～3月分の損益を、匿名組合員の当期の決算には算入させず、次期の決算に算入すべきことを意味している。

しかし、この処理は発生主義という会計の立場からは、妥当な処理とはいえないものである。発生主義によれば、匿名組合員の当期の決算には1～3月に発生したJLLの損益も当然に算入すべきものである。

営業者の決算が確定していないとしても、1

〔図7〕 営業者の財務諸表と匿名組合員(投資家)の財務諸表表示

営業者貸借対照表				投資家会計処理 (投資時) 貸借対照表			
航空機	100	長期借入金	80				
		匿名組合					
		出資金	20	← 投資	20	現金	20

営業者損益計算書				(決算時) 損益計算書	
収益	リース料収入	×	×	→ 投資損益	×
費用	支払利息	×	×		
	減価償却	×	×		
	諸費用	×	×		
当期損益		×	×		

(投資損失は未払い金とする)

～3月分の匿名組合の損益は、予めその金額の算出は「採算計算表」等によってなされてもいるところから、匿名組合員はその損益額を当期の決算に反映させることこそが発生主義の理念に適うものと考えているのである。

（3）営業者の財務諸表と匿名組合員（投資家）の財務諸表表示

JLLの匿名組合におけるレッサー（営業者）は、通常リース会社（子会社、関連会社を含む）が特定のリース物件のJLLのために設立したベーパー会社、すなわちSPCがその任に当たることがこの仕組みの特徴である。

従って、匿名組合の貸借対照表と営業者（SPC）の貸借対照表とは殆ど差異はなく、基本的には、匿名組合の貸借対照表は営業者の貸借対照表の一部であるという見解を国税当局は持っている。（国税不服審判所平成4年裁決）

営業者と投資家との関係を両者の財務諸表表示で示せば、前頁〔図7〕のようになる。

（4）匿名組合の会計報告（最終時）

匿名組合の財務諸表に関しては、その開始時及び決算時（事業期間中の）における会計処理例を解説・記載した文献は既に数多く目にすることができる。ここでは、匿名組合契約期間満了時点での一連の処理について、我が国のリース会社の実務例を取り上げてみたい。

別掲〈資料1〉～〈資料8〉参照。

尚、本件リース対象物件は、狭胴中型機であり、そのリース期間は10年間である。

広胴大型機の場合は12年間のリース契約である。

第3節 JLL取引の匿名組合員における会計処理

上に示した一連の手続きを経て、匿名組合の営業者より分配された損益につき、レッサー、レシー両者の会計処理がJLLであるために特

有の処理を必要とするのは、レッサー（ここでは広義でのレッサーを指し、匿名組合員を意味している。）についてであり、レシーについては、JLLであっても基本的にその会計処理は一般のリースと変わるところはない。

従ってここではレッサーサイドの匿名組合員の会計処理を、便宜上、設例を単純化して取り上げてみることにする。

〔設例1〕

物件総額	100億円
出資金総額	25億円
出資形態	匿名組合契約
リース契約期間	12年
減価償却方法	法人税法に定める定率法
リース物件の耐用年数	10年
購入オプション価格	45%
リース料収入（年額）	11.25億円
借入金金利	年10%（現在は半減している）

〈設例は秋山正明著『リース会計の実務』第3版、1996年、285頁に拠った。〉

この条件のもとで、出資者たる匿名組合員Aは5億円の出資をしたとする。Aは出資金総額の20%の持分を取得していることになるので、匿名組合の損益についても当然20%の持分となる。

また、1988年12月22日のリース事業協会の自主規制のⅣにより、出資時から6年間は匿名組合からの分配は赤字（損失）になるように仕組まれているので、匿名組合の赤字に対して、Aは持分に対応する金額の、課税の繰延べができる。

〔会計処理〕 （単位：千円）

（出資時）

（借方）組合出資金 500,000
（貸方）現預金 500,000

(決算時)

1) 損失の処理

初年度～第6年度

匿名組合からの決算報告により、投資家たる出資者Aはその損失を処理することになるが、具体的には、初年度の匿名組合の損失1,685,000千円のうちAの持分20%に応じた損失額337,000千円をAの決算に反映させることになる。

以後同様に第2年度から第6年度までの毎期決算時に、匿名組合からの決算報告により、損失処理を行うことになる。(尚、匿名組合の営業者の決算期と組合員の決算期が異なる場合においては、既述の法人税基本通達14-1-3の規定に注意を要す。)

(借方) 投資損失 337,000

(貸方) 組合出資金 337,000

追加出資義務の特約があり、出資金残がマイナスとなる場合は未払金とする。

2) (利益の処理)

第7年度～第11年度

匿名組合からの決算報告により、Aはその利益を処理することになる。以後、同様に、第8年度から第11年度までの毎期決算時に、匿名組合からの決算報告により、利益処理を行うことになる。

(借方) 組合出資金 29,634

(貸方) 投資利益 29,634

未払金残がある場合は未払金とする。

(未払金の貸方累計が0となった(消えた)後の処理は次のようにする。)

(借方) 未収入金 ××,×××

(貸方) 投資利益 ××,×××

3) (リース終了時)

第12年度(最終年度)

最終年度の利益分配額ならびに精算による現金受取額を処理することになる。

(借方) 現預金 1,503,823

(貸方) 投資利益 955,838

未収入金 47,985

組合出資金 500,000

第5章 JLLの今後の展望

第1節 リース取引の現況

(1) 本稿では、JLLについてその有効性を探る手がかりとして、誕生の背景、仕組み、特徴、正当性等を理論と実務の両面からファイナンス・リースとの関係を保ちながら考察・検討をしてきた。

その中であつての気懸かりは、我が国の経済の現状を反映してか、バブル崩壊後も然したる落ち込みを見せず94,95,96年度と順調に伸び続け拡大基調にあつたリース取扱高が、次頁[表1]のように97,98年度とここ2年連続して前年割れの状況にあることである。

また、JLL取引にあつては、次頁[表2]で見るように、90年の3,500億円程度のエクイティ投資をピークとして、バブル崩壊後は1,000～2,000億円の範囲を推移している模様である。

[表2]のエクイティ投資高の数字を4倍すると、概略のJLLの契約高が算出できる。

JLLは投資家への会計報告の明朗性の観点から、通常ペーパー・カンパニーのSPCを設立し、この会社がリース事業を行う形態を取ることになる。

従つて、背後の実態であるリース会社の簿外取引という性格を持ち、リース会社の団体である「リース事業協会」の統計に計上されることはなく、また、外為法の改正、規制緩和により、日銀・大蔵省でもJLLか否かの区別はクロス・ボーダー取引であつても把握できないのが実情である。

さらには、JLLは企業の目的に関係なく節税そのものが目的で、別の償却資産に積極的に投資するものであり、これに対し、税法(通達)がいわゆる後追いの形で規制してきた経緯から当局との無用の摩擦を避け、関係者間に「公然と宣伝・販売すべきものに非ず」との暗黙の了

[表1] リース取扱高・リース設備投資額の推移及び民間設備投資に占めるリースの割合

(単位: 億円, %)

年度	リース取扱高 (A)		リース設備投資額 (B)		民間設備投資額 (C)		リース比率 (B)/(C)
		前年度比		前年度比		前年度比	
1980	15,744	107.7	11,550	111.8	381,018	112.1	3.03
81	19,327	122.8	14,342	124.2	401,050	105.3	3.58
82	23,966	124.0	18,872	131.6	408,303	101.8	4.62
83	29,927	124.0	23,262	123.3	423,129	103.6	5.50
84	36,758	122.8	28,843	124.0	470,986	111.3	6.12
85	43,225	117.6	33,520	116.2	529,596	112.2	6.33
86	47,575	110.1	37,636	112.3	536,253	101.3	7.02
87	52,967	111.3	42,089	111.8	574,217	107.1	7.33
88	67,170	126.8	52,226	124.1	666,880	116.1	7.83
89	70,649	105.2	57,540	110.2	760,169	114.0	7.57
90	84,152	119.1	65,420	113.7	859,994	113.1	7.61
91	88,016	104.6	68,843	105.2	889,200	103.4	7.74
92	77,742	88.3	62,813	91.2	833,368	93.3	7.54
93	71,825	92.4	59,780	95.2	736,729	88.4	8.11
94	73,497	102.3	61,631	103.1	699,733	95.0	8.81
95	76,214	103.7	65,804	106.8	733,919	104.9	8.97
96	82,867	108.7	72,238	109.8	785,145	107.0	9.20
97	79,295	95.7	—	—	—	—	—
98	71,445	90.1	—	—	—	—	—

(資料) リース事業協会「リース年次統計」(1996年度)より、97、98年度数値は、1999年5月28日付日本経済新聞より抜粋して作成した。

解事項が合意・形成され、当該関係者が秘密裏に契約し、資金実行がなされてきたという「漠然とした後ろめたさ」などもあり、その統計的データは皆無の状態である。ここにもJLLにおける会計の付従性が見て取れ、一般に指摘されるように、“実務上の会計処理は未だ税法（通達）の主導下にある”原因の一端が見て取れるのである。

(2) 会計の役割が経済活動に伴って生じするさまざまな経済事象を測定・報告するところにあり、リース取引についてはその取引実態を財務諸表に的確に反映せしめるところにあるとすれば、現行のリース会計基準のなかで欠落している、JLLの会計基準も新たに付け加えるべきではなかろうか、時代劇に見られるような、お上のご機嫌を内々にそっと伺うようなリース事業協会の自主規制は、今や時代錯誤の感がし

[表2] 我が国のJLL取引のエクイティ額の推定値 (検収ベース)

年度	年度別推計値 (億円)		累計値 (億円)
		前年度比	
87	181	—	181
88	867	479.0%	1,047
89	2,835	326.9%	3,882
90	3,490	123.1%	7,372
91	1,715	49.1%	9,087
92	1,093	63.7%	10,180
93	1,019	93.2%	11,199
94	2,133	209.3%	13,332
95	1,293	60.6%	14,625
96	1,561	120.7%	16,186
97	1,514	97.0%	17,700
98	1,500	99.1%	19,200

(独自の調査によるものであり、真偽の程は確認できない。)

てならない。

会計が、今すぐ主導的役割を果たすことが不可能であるとすれば、税法の趣旨に沿ったJLL

[表3] 日本航空株式会社のJLL利用状況

機種	機数	貸借先	貸借期間	貸借方式	備考
B767型	1	興銀リース	S61.10.6~H13.10.5	JLL	国内線用
B767型	1	住銀リース	S61.12.19~H13.12.18	JLL	国内線用
B747F型	1	住銀リース他リース団	S62.8.14~H14.8.13	JLL	貨物専用
B767型	1	日航リース他リース団	H1.8.30~H13.8.29	JLL	国内線用
B747-400型	1	住銀リース, 日航リース	H2.2.22~H14.2.21	JLL	国際線用
B747-400型	1	日航リース, 興銀リース	H2.11.30~H14.11.29	JLL	国際線用
B747-400型	1	住銀リース他リース団	H3.10.3~H15.10.2	JLL	国際線用
B747-400型	1	興銀リース他リース団	H4.2.28~H16.2.27	JLL	国際線用
B747-400型	1	興銀リース他リース団	H5.2.26~H17.2.25	JLL	国際線用
B747-400型	1	住銀リース他リース団	H5.3.9~H17.3.8	JLL	国際線用
B747-400型	1	日航リース他リース団	H5.6.8~H17.6.7	JLL	国際線用
D-MD-11型	2	ダイヤモンドリース他リース団	H5.12.9~H17.12.8	JLL	国内線用
B767型	2	日航リース他4社	H6.2.8~H18.2.7	JLL	国内線用
D-MD-11型	2	ダイヤモンドリース他リース団	H6.3.16~H18.3.15	JLL	国内線用
B747F型	2	日航リース他リース団	H6.7.4~H21.7.3	JLL?	貨物専用
D-MD-11型	2	ダイヤモンドリース他リース団	H7.12.30~H18.12.29	JLL	国内線用
D-MD-11型	2	ダイヤモンドリース他リース団	H8.9.7~H19.9.6	JLL	国内線用
B777型	1	興銀リース他リース団	H9.9.7~H19.9.6	JLL	国内線用

(出所:大蔵省印刷局発行 有価証券報告書昭和63年3月期~平成11年3月期より抜粋)

の会計基準を設定・追加し、「漠然とした後ろめたさ」や「ダーティ」なイメージを先ずは拭拭すべき時ではないかと考えているのである。

システムとしてのJLLは、アメリカのレバレッジド・リースに一籌を輸するものではなく、その優位性は既に実証済であり、1990年当時、世界の新生航空機の1/4は日本のレッサーによって購入されていたといわれている。これにはJLLがファイナンス・リースの形であったことが大きな理由であり、また、そのことが大きな利点となっている。

すなわち、ファイナンス・リースの形でレバレッジド・リースにすれば、購入オプションの価格が固定できるのである。

そしてそのことが、リース期間満了時の資産そのもののエクイティを欲する国内、海外の大型レッシー（航空会社）の要求への対応を可能とするのである。

我が国の代表的な航空会社もJLLのこの利点を多分に活用しているものと考えられる。

(3) 我が国の航空会社におけるJLLの利用状況

我が国の代表的な航空会社2社についてのJLLの利用状況を纏めてみた。([表3], [表4], [表5]を参照。)

(i) 日本航空株式会社について

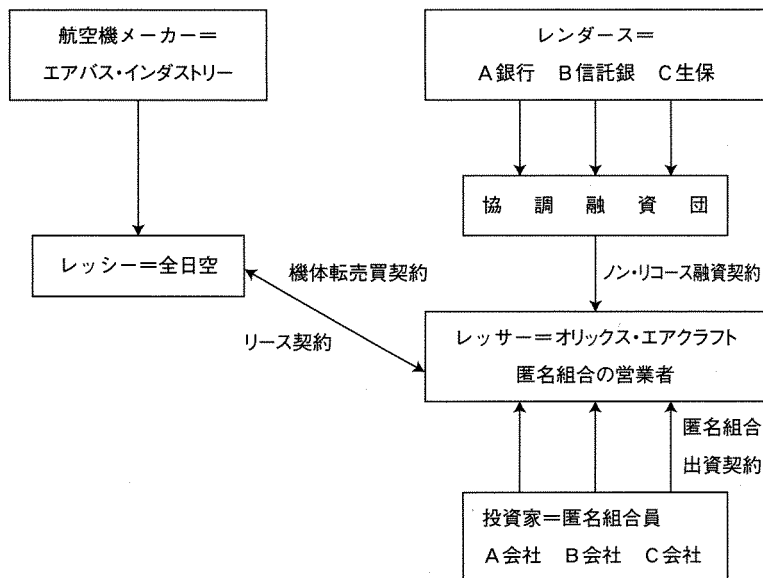
日本航空の有価証券報告書には、リース取引のうち昭和63年3月期から平成6年3月期まではJLL取引として明示されているが、その後はファイナンス・リースとしての記載がなされている。

平成7年以降については、筆者の推測に基づいて[表3]を作成したが、前後関係や聞き取り調査によりその精度は高いものと考えている。

(ii) 全日本空輸株式会社について

全日本空輸株式会社（以下全日空と略す）の場合は、平成4年3月期までの有価証券報告書の中からJLL取引をピックアップするのは困難である。

[図 8]



（舟橋克剛著『レバレッジドリース・日本型』19頁を一部修正）

というのは、現在は中止されているが、[図 8] で示すように変則的なJLL取引が混在しているからである。

上図のように、リースーとリースーとの間で機体が一旦転売されてリース・バックのような形式を踏むがこのケースでは未使用新造機のリースであり中古機ではないためリース・バック取引には該当しないことになる。

しかし、現在ではこの形式のJLL取引は上巻で述べた『昭63リース通達』の②の解釈によりJLL取引とは見做されず（税務当局により否認される）、金融取引又は売買取引として取り扱われる。

また、平成5年3月期以降の有価証券報告書にも基本的には記載方法の変更はないようであるが、平成5年3月期の注記から新たに加えられた、ボーイング767-200型機2機のケーシーワン(有)から賃借中分、及びエアバスA320-200型機2機のオリックス・エアクラフト(株)他から賃借中分はJLLと考えられる。

以後、平成6年にケーシーツ(有)からボーイング767-200型機2機、オリックス・エアクラフト(株)からエアバスA300-200型機1機、

平成7年にケーシースリー(有)からボーイング767-200型機5機、日本航空機リース(株)から同型機3機、エヌアイ・エアクラフト・リーシング(株)からボーイング747SR-100型機3機、

平成8年にケーシーフォー(有)からボーイング767-200型機1機、日本航空機リースから同型機1機、

平成9年にエフアイキウイリーシング(有)他2社からボーイング777-200型機1機、エフアイオーチャードリーシング(有)他1社からボーイング767-300型機1機、ケーシーファイブ(有)からボーイング767-200型機3機、日本航空機リースから同型機2機、エフアイレモンリーシング(有)からエアバスA320-200型機1機、

平成10年のエフアイウォルナットリーシング(有)他2社からボーイング747-400型機1機、アルパインローズ(有)他4社、ダイヤリバティー(有)

〔表 4〕 全日本空輸株式会社のJLL利用状況 No.1

機 種	機数	賃 借 先	賃借年度
B767-200型	2	ケーシーワン(有)	H. 5
A320-200型	2	オリックス・エアクラフト(株)	H. 5
B767-200型	2	ケーシーツー(有)	H. 6
A300-200型	1	オリックス・エアクラフト(株)	H. 6
B767-200型	5	ケーシースリー(有)	H. 7
B767-200型	3	日本航空機リース(株)	H. 7
B747SR-100型	3	エヌアイ・エアクラフト・リーシング(株)	H. 7
B767-200型	1	ケーシーフォー(有)	H. 8
B767-200型	1	日本航空機リース(株)	H. 8
B777-200型	1	エフアイキウイリーシング(有)他 2 社	H. 9
B767-300型	1	エフアイオーチャードリーシング(有)他 1 社	H. 9
B767-200型	3	ケーシーファイブ(有)	H. 9
B767-200型	2	日本航空機リース(株)	H. 9

〔表 5〕 全日本空輸株式会社のJLL利用状況 No.2

機 種	機数	賃 借 先	賃借年度
A320-200型	1	エフアイレモンリーシング(有)	H. 9
B747-400型	1	エフアイウォルナットリーシング(有)他 2 社	H. 10
B777-200型	1	アルバインローズ(有)他 4 社	H. 10
B777-200型	1	ダイヤリパティ(有)他 4 社	H. 10
B777-200型	1	フェニックスリーシング(有)他 2 社	H. 10
B767-300型	1	エフアイストロベリーリーシング(有)他 1 社	H. 10
B767-200型	2	ケーシーシックス(有)	H. 10
B767-200型	2	日本航空機リース(株)	H. 10
A300-200型	1	エフアイハニーリーシング(有)	H. 10
A300-200型	1	マーメイドリーシング(有)	H. 10

他 4 社、フェニックスリーシング(有)他 2 社からボーイング777-200型機をそれぞれ 1 機、エフアイストロベリーリーシング(有)他 1 社からボーイング767-300型機 1 機、ケーシーシックス(有)からボーイング767-200型機 2 機、日本航空機リースから同型機 2 機、エフアイハニーリーシング(有)、マーメイドリーシング(有)からエアバス A300-200型機 1 機をそれぞれ賃借中、などと有価証券報告書に記載のあるものは、確認されているものの他は大手リース会社がJLL事業のために設立したSPCと考えられ、その殆どがペーパーカンパニーである。

従って、少なくとも、有価証券報告書に記載されているこれらのリース取引はJLL取引と考

えられ、現実には、前述の日本航空の取引例に見られるように契約の相手方がシンジケートされた大手のリース会社というケースも考えられるところから、その取引実数はかなりのものが計上される筈である。([表 4]、[表 5] 参照)

証券取引法24条では、大蔵省令で定める有価証券報告書の作成が義務付けられ、「設備の状況」の項においては、賃貸借中の設備の中でリース資産の利用状況を示すことを明定している。

JLLは確かに大きくはファイナンス・リースには違いはないが、一般的なファイナンス・リースとは機能・形態を異にしている。

それを日本航空のように大雑把な括りとして

表示するのは投資家をミスリードすることにはまではないとしても、あまり好ましいことではないと考える。

全日空の場合は、概括的にリースと表示するよりは、少なくとも、オペレーティング・リースかファイナンス・リースか、一見して分かる表記法が望まれる。

リース利用企業としての正確・詳細な情報開示は証券取引法を俟つまでもないことである。

(4) アメリカ型のレバレッジド・リースはトゥルー・リース(オペレーティング・リース)方式であるため、リース期間満了時点でのレシーの購入選択権(購入オプション)は時価(満了時点での公正価値)でしか認められていない。

これに対して、既述した通り、JLLの海外のレシーの多くはリース・アップ時点で当初予定した残価でのオプションが行使できるため、税務上は、割賦又は条件付売買(Conditional Purchase)と看做され、航空会社などのレシーは通常の購入と同様の資産計上をし、減価償却(ダブル・ディップ)ができるのである。

また、アメリカにおけるレバレッジド・リースは、1975年にIRS(内国歳入庁)がガイドラインを設け、その会計処理については、1976年にFASBがSFAS13号においてレバレッジド・リースの会計基準を設定していることなどもあり³⁰⁾、レバレッジド・リースそのもののイメージは微塵もなく、アメリカの1994年度のリース取引全体に対するレバレッジド・リースの占める形態別割合は、16.6%という統計数値が示されている。

この形態のリースの特徴として、航空機、船

舶、鉄道車両、プラント等の大型の高額物件が多いことから³¹⁾、これを利用したリース設備投資額は、金額的にはかなりの額に上るものと思われる。

これまでも見てきたように、JLLは後発でありながらアメリカ型とは違う、ファイナンス・リース・タイプのため、国内は兎も角、海外のレシーからのオーダーは相次ぐ状況にある。

また現下の不況の中にあっても、優良テナントを有する不動産賃貸業や消費者金融業、そして一部の遊戯業や一部の製造業のように多大の利益を上げ続けている企業もあり、それらの企業の節税ニーズは高く見込まれる。

さらにはJLLの当初の頃の投資家がリース期間の後半若しくは終了時点を迎え、利益を受け取る段階に入ってきたため、リビートを望む投資家も出現してきている状況にもあり、ここに来てビジネスとしてのJLLは良好な環境が整いつつあるかに見えた。

しかし、97年の一連の財政改革に伴う税制の変更により、98年10月1日からは、クロス・ボーダー・リース取引における減価償却方法が、それまでの定率法から定額法に変更されることになったため投資効果は大幅に減殺され、海外向けJLL取引は急ブレーキが掛けられることになったのである。

税収不足であったことから、“明日の100円より今日の10円”を確実に徴収することを考えたものといえようが、“角を矯めて牛を殺す”ことのないように、アドホックな改革ではなく、理論と実務に基づく精緻化された税制が望まれる。

JLLの属性として、リース期間の前半は税収が期待できない分、後半の税収は通増することになり、結果として、リース期間全体では(利子率を無視すれば)100%の納税が期待できるものである。

30) FASB, ORIGINAL PRONOUNCEMENTS 1998/99 EDITION ACCOUNTING STANDARDS AS OF JUNE 1, 1998 VOLUME I, 'Statement of Financial Accounting Standards' No. 13 "Accounting for Leases", p. 110, par. 41. et seq.

31) 茅根, 前掲書209頁参照。

97年の橋本内閣の誤り、すなわち景気回復が軌道に乗る前に構造的な財政赤字の削減に乗り出したこと、は多くのエコノミストが等しく認めるところである。

その改革の一環として行われた、クロス・ボーダー・リース取引における減価償却方法の変更は海外向けJLLを仕組む上においては大きなダメージとなるものである。

我が国の航空会社を対象としたJLLには限度があるところから主力の海外向けJLLを狙い撃ちしたものであるが、減価償却方法の変更による、実質的な当面の増税は民間部門から政府(公的部門)への当面の所得移転でもある。

小渕内閣に替わり、さらに森内閣に替わって“誤り”は順次修正され、我が国の景気にも漸く薄日が差そうとしている昨今、この規定は再変更、撤廃されるべきものであり、取引高の増大による実質的な税の増収の方向に舵を取るべきものと考ええる。

それにより、大多数の公的部門よりも賢明な投資をする民間部門にインセンティブを与え、我が国経済の効率化を促し、景気回復の足取りをより力強く確固としたものにする機動的な経済政策となすべきである。

第2節 JLLの今後の展望

97年に始まり、恐らく今世紀最後となるであろう戦後最悪の不況は、これまでの我が国の景気後退局面で見られたものとは異なって、民間消費の縮小、減退を主要因とするものであった。

従来、経済学においては、個人消費は景気の下支えの役割(ラチェット効果)を果たすものとされてきたが、97年4月の消費税率引き上げとその後の山一証券、拓銀の破綻など一連の金融不安の発生が将来不安を惹起し、消費は大幅に落ち込むこととなった。

その後も景気の後退には歯止めが掛からず、ジリジリと下げ続けたが、消費マインドを冷や

す最大の要因であった金融機関の経営危機問題が、99年3月の、横並びと揶揄されもしたが、ともあれ、大規模な公的資金の投入と金融機関の自主改善計画の公表により一段落したことから、民間消費を取り巻く不安材料は減少し、経企庁の直近の月例経済報告でも改善の兆しがみられる。(1999年9月時点)

しかし一方で、民間の研究機関による設備投資調査によれば、不況の長期化に伴って民間設備投資は現在も減少を続け、99年度中も減少が続くことを予想している³²⁾。

こうしたことから今後の経済政策の焦点は、消費の刺激策から民間設備投資の回復・拡大に向けたものにシフトしてくるものと思われる。

既に首相直属の経済戦略会議も、民間企業の過剰設備を解消し、活力を取り戻し、設備投資を回復させることを提言している。しかし、過剰設備の廃棄が即設備投資の増大に結び付くほど問題は単純なものではないように思われる。

この問題は、二度にわたる公的資金の注入を受け入れることによってバランスシートの改善をした銀行が、その後、いわゆる「貸し渋り」をすることなく、貸し出しを拡大してきたかを検証するのと極めて類似しているように思われる。

バランスシートの改善だけでは、銀行の貸し渋りが解消されなかったのと同様に、過剰設備の廃棄をすることによって、企業が自らのバランスシートを改善したとしても、そのことだけで企業が設備投資を活発化させるとは考え難く、これに加えて政府が、税制上の恩典、ないしは優遇策などの投資刺激策を採ることにより、資金面からも設備投資をし易くする環境を整備することが必要となろう。

卑近な例として、アメリカのレーガン政権が採用した、レーガノミクスの一環として打ち出した、資本取得に関する税制の変更、いわゆる

32) 日本経済新聞平成11年9月22日付31面参照。

81年経済再生租税法がある。

これは、建物、構築物、機械設備の償却期間の短縮を内容とするものであったが、とりわけ機械設備については加速度償却の割合が大きく、建物や構築物よりも機械設備に対して有利な税制であった。

この投資促進策が実行に移されて以降、設備投資全体に占める機械のシェアは上昇し、その有効性が確認されている³³⁾。

我が国においても、現行の中小企業者等の機械設備の使用者にのみ認められている特別償却制度や投資減税制度（電子機器利用設備を賃借した場合の法人税額の特別控除制度、事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除制度、高度化機械を賃借した場合の法人税額の特別控除制度）を見なおし、機械設備の所有者（機械設備の所有権を保持し、これを賃貸する者）にも特別償却制度や投資減税制度を認めることを考慮したらどうか。

この種の制度で想起されるのは、高度成長期の副産物としての公害排出企業の問題が挙げられる。

公害防止機器設置等の防止策の遅れから深刻な汚染を招いたにも拘らず、当時、公害をタレ流した企業にこの制度が適用されたが、短期的には然程効果的ではなかった。

仮に、公害防止機器の使用者ではなく、その所有者が特別償却や投資減税といったインセンティブを享受することができていたら、この問題は能率よくリースによって解決できたであろうとの指摘も見られ³⁴⁾、これらのメリットは、享受できる対象を機器等の機械設備のユーザーからその機械設備の所有権を有し、これを賃貸する貸主企業（レッサー）にまで広げるよう制度を改めるべきものと考えている。

アメリカでは税務上の優遇措置で投資を促進しようとする時、そのメリットを最も享受できるものは誰か、換言すれば、どうすればその制度がより効果的に機能するかを先ず考慮した上でその政策は実行に移されることになる。

その結果として所有者か使用者かの区別なく、その何れでも加速度償却や投資減税というメリットを享受できるようにしたため、レッサーはそれをレシーにリース料の低減という形で還元し、リース取引の増大を通じて民間設備投資の拡大に大いに貢献したのである。

我が国においても、“税務上に大きな弊害がない程度であれば認めてやろう”といった、これまでの消極的姿勢を転換し、レバレッジの手法をリースのみならず、政策運用に積極的に活用すべきである。

レバレッジは文字通り梃子装置である。僅かな力で大きい効果を産み出すのである。

とりわけJLLは、民間の節税ニーズを活用して投資に僅かなインセンティブを与えることで、より大きい経済的波及効果が期待できるものであり、その意味では、節税マインドを利用することで、むしろ税の増収が図られるものと考えている。

おわりに

以上、JLLの有為性・有効性についてその発祥の必然性、正当性（法的側面）、実効性、操作性にわたり、それぞれの側面の考察を進めてきたが、その本質的な問題点は、リース期間（減価償却）と法定耐用年数との関係という税務上の問題点に集約されよう。

かつてはヘリコプターの法定耐用年数が2年であった。そのため収益力のある企業は、この大きな減価償却費を利用しようとして、こぞってヘリコプターを購入したため、やむなく国税庁は、ヘリコプターの法定耐用年数を5年に改定したと報道されたことがある。

このように、減価償却は企業にとっての財務

33) 日本経済新聞平成11年5月17日付20面参照。

34) 舟橋克剛著『レバレッジドリース・日本型』1995年、金融財政研究会、299頁参照。

戦略に大きなウエートを占めるものであり、戦略的にJLLを活用することは、これによる資金運用を可能にする戦術としても適したものであるといえよう。

一方で、現行のリース通達が発遣された当時の法人税の実効税率は、51.645%であったものが、その後、段階的に引き下げられ、現在ではそれが、40.87%になっている。

従って、その分繰り延べられる法人税額が相対的に減少し、当時に比して、不利となっているのも事実である。

ローンの借入金利も当時が、年利10%程度が標準であったものが現在では概ね半減しているが、上に述べたそれをカバーする程でもなく、むしろ市場金利の低下によるIRRの低下、またこれに伴った投資家利回りの低下が考えられるところである。

その意味では、「昭63リース通達」や「リース事業協会自主規制」も修正すべき時期にあるのではなかろうか。

また企業にあっては、本業の利益の中・長期的予測を確りと行ない、JLLのリース期間の後半から発生してくる利益に如何に対処していくかを十分に考慮していく必要がある。

本業の利益と匿名組合から分配される利益の双方の合算分が法人税の課税対象となるからである。

このように、企業にとってのJLLへの投資は、近視眼的に目先の法人税のみの低減を目的とすることなく、ある程度ロング・スパンで自社の収益性を捉え、資金運用の効率を最適化するための活動として把握されるべきものであり、匿名組合方式におけるJLLの組合員たる投資家は、この条件を満たす企業のみがなり得べきものといえよう。

(完)

(本稿の作成に当たっての誤謬や記述等における責任は、すべて筆者に帰するものである。)

<資料1>

平成 10 年 9 月 18 日

匿名組合契約期間満了の通知

〇〇〇〇 御中

末尾記載の匿名組合契約（以下「本件契約」といいます）に関し、ご連絡申し上げます。
本状で使用されている語句は、本状で別途定義される場合及び文脈に反する場合を除いて、
本件契約に定義されるところによるものとします。

本契約の契約期間は、本契約第 14 条の規定により、本事業におけるリース物件の引渡日
である昭和 63 年 9 月 14 日から起算して 10 年間経過後の平成 10 年 9 月 13 日を以って満了
いたしました。

なお、本事業におけるリース物件であった航空機は、レッシーのリース契約に基づく購
入選択権の行使によりレッシーに売却されております。

本事業の最終の計算期間に関する会計報告等は、別紙の通りご報告申し上げます。

有限会社 ΔΔΔΔ

匿名組合契約の表示

貴社と当社の間の昭和 63 年 9 月 9 日付匿名組合契約

<資料2>

平成 10 年 9 月 18 日

〇〇〇〇 殿

有限会社 ΔΔΔΔ

第 20 期匿名組合事業会計報告書

計算期間：自 平成 10 年 4 月 1 日
至 平成 10 年 9 月 13 日

貴社と当社間で現在有効な 昭和 63 年 9 月 9 日付
匿名組合契約に係る、本事業の当期会計計算結果を下記の
とおり報告いたします。

記

1. 匿名組合事業貸借対照表
2. 匿名組合事業損益計算書
3. 貴社に帰属する損益

<資料3>

匿名組合事業貸借対照表
(平成10年9月13日現在)

(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
<資産の部>		<負債の部>	
I. 流動資産		I. 流動負債	
現金及び預金	987,512,000	1年以内返済長期借入金	
II. 固定資産		II. 固定負債	
有形固定資産		長期借入金	0
リース資産	0	-負債合計-	0
		<出資の部>	
		匿名組合出資金	885,633,000
		損益分配額	101,879,000
		(うち当期損益分配額)	(1,817,620,853)
		-出資合計-	987,512,000
合計	987,512,000	合計	987,512,000

1. 重要な会計方針
固定資産の減価償却方法 法人税法に基づく定率法
外貨短期金銭債権債務の換算 取得時レート法
2. 有形固定資産の減価償却累計額 0円
3. 外貨建負債 長期借入金 0円
(us\$.00)

有限会社 ΔΔΔΔ

<資料4>

匿名組合事業損益計算書
自 平成10年4月1日
至 平成10年9月13日

(単位:円)

科目	金額	
I. 営業収益		
リース料収入	176,249,573	
中古物件売上高	1,915,808,792	2,091,058,365
II. 営業費用		
支払利息	51,868,052	
中古物件売上原価	221,090,885	272,958,937
営業利益		1,818,099,428
III. 営業外損益		
受取利息	0	
為替差損益	Δ 478,575	
		Δ 478,575
IV. 当期利益		1,817,620,853

有限会社 ΔΔΔΔ

<資料5>

〇〇〇〇 殿

貴社に帰属する損益

計算基準日：平成10年9月13日

本事業の上記計算基準日付の当期損益は 1,817,620,853 円
となり、このうち貴社に帰属する損益は、

205,231,775 円

となります。

上記損益は、匿名組合契約の損益分配条項に基づき以下の式によって算出しています。

貴社に帰属する損益＝

$$\text{本事業の当期損益} \times \frac{C}{A+B}$$

A：投資家出資総額

B：当社出資分

C：貴社出資分

本事業の当期損益	1,817,620,853 円
貴社出資分	100,000,000 円
投資家出資総額	885,633,000 円
当社出資分	10,000 円

有限会社 ΔΔΔΔ

<資料6>

平成10年9月18日

〇〇〇〇 殿

有限会社 ΔΔΔΔ

匿名組合事業現金分配報告書

現金分配日：平成10年9月18日

貴社と当社間で現在有効な 昭和63年9月9日付
匿名組合契約に係る、本事業の当期現金分配結果を下記の
とおり報告いたします。

記

1. 匿名組合事業現金分配計算書
2. 貴社に分配する現金分配額

<資料7>

匿名組合事業現金分配計算書

現金分配日：平成10年9月18日

(単位：円)

科 目		金 額
収 入	リース料収入	2,091,058,365
	収入合計(1)	2,091,058,365
支 出	借入金返済 支払利息	1,051,678,313 51,868,052
	支出合計(2)	1,103,546,365
現金分配額 (1)－(2)		987,512,000

有限会社 ΔΔΔΔ

<資料8>

〇〇〇〇 殿

貴社に分配する現金分配額

現金分配日：平成10年9月18日

本事業の上記現金分配日付の現金分配額は 987,512,000 円

となり、このうち貴社に分配する現金分配額は、

111,503,394 円

となります。

上記現金分配額は、匿名組合契約の損益分配条項に基づき以下の式によって算出しています。

$$\text{貴社に分配する現金分配額} = \text{本事業の現金分配額} \times \frac{C}{A+B}$$

A：投資家出資総額 B：当社出資分 C：貴社出資額

本事業の現金分配額 987,512,000 円

貴社出資分 100,000,000 円

投資家出資総額 885,633,000 円

当社出資分 10,000 円

上記現金分配額を下記口座にお振込いたしました。

なお、振込手数料は貴社負担となりますのでご了承ください。

振込日付：平成10年9月18日

金融機関：××××銀行

支 店：丸の内

口 座：当座預金

口座名義：.....

有限会社 ΔΔΔΔ